

児童相談所第三者評価 評価報告書

奈良市子どもセンター児童相談所

令和6年2月

奈良市社会福祉審議会児童福祉専門分科会第三者評価部会

目次

1. 評価の方法	
(1) 資料精査	1
(2) こどもアンケート	1
(3) おとなアンケート	1
(4) 職員自己評価	2
(5) マネジメント層ヒアリング	2
(6) 実地調査	2
(7) 評価者による評価の協議	2
2. 第三者評価基準ごとの総評	
(1) 子どもの権利擁護と最善の利益の優先	3
(2) 児童相談所の組織	3
(3) 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理	5
(4) 社会的養護で生活する子どもへの支援	6
(5) 社会的養育の推進	7
(6) 家族とのかかわり・家族への支援	8
(7) 市区町村や関係機関との連携	9
3. 小項目ごとの自己評価と第三者評価	10
(参考資料)	
奈良市社会福祉審議会児童福祉専門分科会第三者評価部会の概要	15

1. 評価の方法

三菱UFJリサーチ&コンサルティング「児童相談所における第三者評価ガイドライン（案）」（令和2年度厚生労働省子ども子育て支援推進調査研究事業「児童相談所の第三者評価に関する調査研究」成果物。以下「ガイドライン」という。）により、次の方法で実施した。

（1）資料精査

評価に必要なと思われる次の資料の提供を受け、評価者が精査した。

- ・奈良市子どもセンター概要
- ・児童相談所業務マニュアル
- ・県内社会的養護施設の状況
- ・令和5年度職員配置の状況
- ・令和5年度所内研修一覧
- ・令和4年度相談受付、対応件数・一時保護件数・措置児童数 等

（2）こどもアンケート

「ガイドライン」に記載のあるアンケート調査票に沿って、奈良市が施設措置もしくは里親委託をしている児童及び在宅指導として所内にて面接を実施している小学1年生以上の児童を対象にアンケートを実施し、延べ56名分の回答を取りまとめた結果の報告を受けた。児童の素直な気持ちを聞き出すために、調査票を児童自ら封筒に入れ、封緘したものを施設職員や児童相談所職員が受け取った。

（3）おとなアンケート

「ガイドライン」に記載のある評価項目に沿って、奈良市が施設措置もしくは里親委託をしている施設職員もしくは里親を対象にアンケートを実施し、延べ21名分の回答を取りまとめた結果の報告を受けた。また、奈良市子どもセンターにおいて児童相談所部門と連携し業務にあっている子ども家庭総合支援拠点部門及び一時保護所部門の職員を対象に同様のアンケートを実施し、17名分の回答を取りまとめた結果の報告を受けた。

(4) 職員自己評価

「ガイドライン」に記載のある評価項目（小項目）に沿って、児童相談所職員が自己評価を実施し、取りまとめた結果の報告を受けた。

(5) マネジメント層ヒアリング

児童相談所の運営方針を確認するため、子どもセンター所長へヒアリングを実施した。

(6) 実地調査

令和5年12月に実地において以下の調査を実施した。

・個別事例ヒアリング

2件の個別事例にかかる支援方針や対応状況等についてヒアリングを実施した。

・職員ヒアリング

児童相談所職員8名にヒアリングを実施した。ヒアリングの進め方等について評価者で打ち合わせを行い、評価者・職員とも2名ずつ2組に分かれてヒアリングを実施した。

・援助方針会議傍聴

援助方針の決定、進行管理等のプロセスを確認するため、児童相談所において定例で開催する援助方針会議を傍聴した。

・施設見学

児童相談所として必要な設備等が整っているか確認するため、施設内を見学した。

(7) 評価者による評価の協議

(1) から (6) までの各評価を踏まえ、評価者間で評価の協議を行った。

2. 第三者評価基準ごとの総評

(1) 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行えているか

子どもの権利擁護を図りたいという市長の思いを実現する形で開設された中核市の児童相談所であり、管理者の積極的な姿勢も相まって事務所全体にその意識は浸透しつつある。それに呼応する形で職員も子どもへの説明と意見聴取を丁寧に試みており、関わった子どもが書いたアンケートでもその評価は高い。

ただし、同アンケートの結果を詳細に見れば、「権利ノートがどこにあるのかわからない」「ここ(里親・施設)で生活することになった理由を覚えていない」等、子どもたちに十分理解されていない可能性も見て取れる。児童相談所としての更なる対応が求められるところである。

また、子どもを権利主体とする法律改正が順次行われ、その権利擁護に向けた取り組みは着実に進んできてはいるが、中心となる「子どもの意見を聴き、それを尊重する」という考え方がすべてにおいて定着するまでにはまだまだ時間を要すると感じられた。児童相談所は自機関だけで仕事を完結することはできない。その最前線にいる児童相談所の職員のみでなく、児童福祉の全領域で共通の認識を持つことが重要である。社会に子どもの権利擁護意識を定着させる粘り強い努力が児童相談所職員には求められている。

(2) 児童相談所の組織

－児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取り組みが行われているか

職員ヒアリング等を通じてまず感じたのは、大変な業務を行っている職場にもかかわらず、その環境にギスギスした感じがなく、とても前向きな雰囲気があるという点である。これは組織の目標がはっきり共有され、一丸となって職務を行っている証であり、素晴らしいことと感じられた。ただこれらは開設されて間もない児童相談所の熱意ともいえる部分であり、今後も常にそうであるためには、経験の浅い職員にも発言しやすい環境を整えながら、少しずつでも職員の意見や希望に沿って組織文化を進化させていく取り組みが求められている。

児童相談所業務の在り方に関しては、開設されて2年目という若い児童相談所であるが、組織とし

て意思決定を行うという重要な原則は確実に職員に浸透しており、手続き的にもそれが守られている点は評価できる。

業務遂行のための職員体制に関しては、徐々に業務負担感が増してきている実態が伺えた。これは児童相談所が地域の機関として重視されればされるほど相談件数や一時保護の実績が上がることを考えると当然の結果である。その結果として精神的にも体力的にも疲弊している職員が一定数おり、職員の増員等体制整備と効率化は急務である。

そのような業務負担軽減に向けての目安として、職員一人当たりの担当ケース数を一定程度に抑えるような目標設定を行う等の新しい取り組みも検討されて良いのではないだろうか。併せて管理的立場にある職員の負担軽減も重要である。

その他、ヒアリング等から伺えた課題をいくつか記しておきたい。一点目は緊急対応も多い児童相談所業務についての配慮である。一般的に広域自治体が設置する児童相談所では相談やそれに関連した業務（児童以外の相談業務を兼務する場合もある）のみを行っている事が多い。例えば基礎自治体として重要な避難所の運営や選挙時の対応、また議会への説明や調整等は基本的に行われていない。もちろんこれらは基礎自治体として大切な業務であるが、緊急対応も多い児童相談所にあつて、そちらに人員が割かれ、一時的であれ組織の意思決定を含めた業務遂行に支障をきたす不安があるとすれば望ましいことではない。児童相談所の業務を市全体の中でどう位置付けるのか、組織全体の課題として工夫や検討が必要であろう。

二点目は、一定の報酬を必要とする専門職の採用に関することである。これは奈良市に限ったことではないが、これら専門職の報酬はそれぞれの自治体で一定の基準が定められている。しかし、専門職が担う業務の負担感及び専門性に見合う報酬でなければ、今後継続的な採用が難しくなる可能性がある。個人の熱意やボランティア精神に頼った形でなく、職務に見合った待遇を準備するための議論が必要と感じられた。

三点目は虐待の未然防止や家庭支援も担う中核市の児童相談所の在り方についてである。今後さらに未然防止や家庭支援が重視される流れの中にあつて、従来の児童相談所ではなかなか手を付けられなかった業務も担い、着実に実績を上げてきている点は素晴らしい。ただ、その組織は従来の業務割に基づくそれを一部残した形にもなっている。これを一体的に運営する新しい組織として最適化し、子どもや家庭に効率的で迅速なサービスを提供できればなお素晴らしい。そのような組織の在り方を

模索することが、地域の児童福祉向上につながると考えられる。

四点目は児童福祉審議会についてである。開設されて間もない児童相談所として模索段階にあるとは想定されるが、現在は必要最小限の活用にとどまっている感がある。同審議会については新たな役割を付加するべく法律改正もなされてきているところであるが、法的に必要なもののみならず、処遇困難ケースや施設等への指導が必要なケース等も含めて様々な場面で活用されることで児童相談所の底上げが図られると考えられる。開催回数も含め、検討される事を期待したい。

(3) 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

ー虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

支援部門と介入部門の両機能を持つからこそ事例に関する情報の双方向での利用が可能となり、緊急保護や調査保護の必要性を素早く判断できるという中核市の児童相談所ならではのメリットが最大限生かされていることは素晴らしいことである。

その中で気になる点を挙げるとすれば、事例のリスク評価が職員間の議論を中心に行われているという点である。それは各職員のアセスメント力を養うという効果が期待される反面、職員が持つバイアスが影響を与えたり、怪我の受傷程度等、表に見える状況が評価に影響を与える可能性が大きくなるらざるを得ない。実際、他自治体においては怪我等が大変軽かったために保護を実施しなかった事例において重大な事故が発生している。そのため、多くの事例を統計的に分析した結果を基にリスク判定を行うツール等も併せて参考にすることで客観的視点も導入され、多面的な評価が可能になるのではないかと思われる。

また、ヒヤリハット事例から学ぶ体制の構築も重要である。ヒヤリハット事例は、活用目的を明確にして意図的に収集しなければなかなか共有されにくい。そのため仕組み構築とともに、他自治体が行った死亡事例検証を取り入れた研修の実施等も望まれる。

なお、児童相談所の意思決定の仕組みとして援助方針会議を、管理職と各職種の代表、スーパーバイザーらからなる検討の場と位置づけ、そこに順次ケース担当者が出席して説明を行う形が採用されている。また、援助方針会議に上げる前段階として担当者や関係する職種の代表等が集まって行う「協議」が設定され、援助方針の内容は実質的にその「協議」で方向性が決まる形となっている。この方法は、多忙な児童相談所の担当者にとって効率的な業務につながるとは思われるものの、自分の

担当以外の事例から学ぶ貴重な機会を逸していることにもなりうる。どのような方法で援助方針等を決定するかは、それぞれの自治体で長い議論も続けながら定められてきたものであり、奈良市においても最適解を見つけるための努力や取り組みの改善をさらに続けられたい。

ヒアリング等の中では、地域に根差した小回りの利く児童相談所の強みとともに、その特徴からくる課題も聴き取る事ができた。それは、広域自治体でも通常多くは発生しない立ち入り調査やその他の法的な対応に関する経験値がなかなか積み上がらないという点である。日頃なかなか行う機会のない特別な対応は、いざそれが求められる場面で迷いなく実施に踏み切ることはハードルが高い。それらを克服するためのマニュアル整備や想定訓練の実施、広域自治体との共同による実務研修等、新たな工夫が必要となろう。

なお、業務管理システムの説明を受けた際に疑問を感じた点として、いわゆる業務システムのみでなく、パソコン上の共有フォルダにも別途子どもに関する情報が保管されていたことが挙げられる。システム的な使いにくさや制約はあるのかもしれないが、情報は一か所に集約し、利便性や検索性を高めることで見落とし等も少なくすることができる。児童相談所では様々な紙媒体によるアナログ情報も多く集まるところから、決裁等は紙が基本となっているが、可能な限り情報を一元的に管理することで、職員の情報アクセスも改善され、効率的な業務につながるものと考えられる。

(4) 社会的養護で生活する子どもへの支援

－社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

施設や里親に委託した子ども達、一時保護中の子ども達との面接は頻繁に行われており、児童相談所の対応に関する子どもからの評価、施設・里親からの評価とも高い。これは職員の努力とともに、児童心理司が比較的多く配置され、措置児童への面接を設定しやすいことも関係していると思われる。その結果、援助方針の見直しについても措置先と協議しながら子どもへの説明も可能な限り行われている。一時保護中の通学も組織として取り組まれており、評価できる点である。また、児童相談所と施設との情報交換の場も高頻度に行われており、措置児童の権利擁護が様々な形で検討されていると評価できる。

ただ、先述のように、児童相談所が努力したからと言って、必ずしも子どもの理解につながっていない面も観察されている。更なる努力と評価が求められる。

また、今後相談件数が増加するにつれ、インケア時の子どもへのフォローが現在ほど手厚くは行えなくなる可能性は高い。適切な訪問計画を立てるとともに、先述した担当児童数の抑制等、根本的な対応も検討されたい。

措置児童のリービングケアやアフターケアについては、担当者が置かれ推進する体制は準備されているが、国の新たな制度構築に合わせて今後の充実が期待される分野である。

(5) 社会的養育の推進

一 家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

里親支援を児童相談所の重要な課題と位置づけ、体制を整備してきている点、フォスターリング機関を民間への委託で運営している点等、着実に制度構築を進めている。その成果もあって里親登録者数と里親委託児童数ともに増加してきている。

ただ、管轄区域に里親・ファミリーホームが十分ある状況ではないこと、その結果として様々なニーズのある里子に適する里親を見つけることに困難があること、市内に施設がないことなどで、管轄区域外の里親等に措置せざるを得ない場合があり、子どもに余分な負担感を感じさせている点是否定できない。まずは市内の小さな単位（中学校区程度）で里親・ファミリーホームや小規模施設（県内施設の分園）が分散配置されること、処遇が困難な子どもを受け入れる専門里親等を増やすことが望まれる。また、既存の各里親・ファミリーホームの現状を正確に把握しつつ稼働率を上げるために、行政による支援を工夫することも求められている。これらは子どもへの負担を減らすとともに、職員への負荷も減らすことにつながる。このような社会的資源の最適化に向けては、市の積極的な財政支援策を検討することが必要である。

社会的養育を支える地域資源として学校や家庭ではない第三の居場所の活用が図られていることは素晴らしいことである。従来、児童相談所がこれらの資源をサービスに活用することはあまりなかったと思われるが、子どもや住民にとっても使いやすい資源の開拓に向け、さらに努力されたい。

また、養子縁組についてはそれを希望する事例数も少ないが、さらなるキャンペーン、例えば産婦人科医への広報等も必要である。

(6) 家族とのかかわり・家族への支援

一子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか

家族に対して必要な支援が行えているか

基本的に子どもとともに保護者への対応もしっかりと行われているが、日本語を母語としない保護者への対応については担当者の苦勞が伺えた。児童虐待では法的な対応も多いことから、背景にある法律を理解した上での通訳が求められ、日常会話が可能なだけでは伝わらないことも多い。奈良市に在住しているすべての外国語話者に合わせた通訳配置は難しいとしても、主な言語だけでも計画的に配備していく必要がある。自治体によっては通訳専門会社に委託し、家庭訪問の際等は電話を活用した翻訳サービスを導入しているところもある。

児童相談所には介入型の対応と支援型のそれが適切なバランスで求められる。先述のように従来から支援サービスを担ってきた部門とダイレクトに情報共有できる市児童相談所であるからこそ家庭についての情報が多く、支援部門が培った家庭との関係を基礎に必要な対応が取れることも多い、という点は素晴らしい。ただ、現実には保護者との良好な関係を続けることが困難な事例も当然に存在する。言葉のやりとりだけではなく、対立構造をなるべく回避し、お互いが衝突せずに冷静に話ができるような、他自治体が使用しているツール等の活用も検討に値する。

親子再構築支援は、グループワークを用いたプログラムが行われている。ただ、管轄人口が大きい児童相談所にとっては、一定の時期にグループを構成する適切なメンバーを複数人確保することが困難になることも想定される。また、共働きが当たり前になっている社会で、メンバー全員の都合を揃えることも難しい。そのため、個別的な対応も可能な複数の手法を準備することも必要となる。児童心理司を中心として、児童福祉司等なども交えて実施可能な手法を検討することも重要になる。

家族支援に直接関わることではないが、第三者の立場で評価員が奈良市児童相談所を訪れた際、遊具が設置された外部の広場に比べ、同所の入口や待合室の様子がやや殺風景との印象を抱いたものや、鍵のかかった重いドアに圧迫感を感じとったものが複数いた。これらは様々な事態を想定した結果であることは理解できるが、場を和ますような少しの緑や装飾、来訪者が利用できる自動販売機（被災時には緊急水源としても利用できる）などを設置し、緊張感を和らげるような雰囲気を作り出すことも検討されてはいかがだろうか。

(7) 市区町村や関係機関との連携

ー児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか

児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

家庭支援部門と児童相談所の緊密な連携はまさに中核市に設置された児童相談所の強みそのものであり、奈良市は途切れがない形で大変うまく機能していると言える。しかし連携が良好であればあるほど、相互に関わるケース数も多くなり、支援部門を含め大変多忙となっている様子が伺え、限界に近づきつつあるのではないかと危惧も抱かざるを得なかった。また、一般的に言って市区町村の支援部門と都道府県の児童相談所との関係はその役割分担に困難を伴い、場合によっては良好な関係維持が難しくなるような場合も珍しくない。両者が同じ組織に属している奈良市の場合、連携の問題が表面化しにくいとは想像されるものの、だからと言って双方の職員が難しさを感じていないということではないと思われる。支援部門の役割は今後さらに重視される方向であるため、途切れなく機能している児童相談部門も含め適切な業務量を維持し、それぞれの職員が良好な関係で働く事ができるよう組織としての調整を続けることが重要である。

3. 小項目ごとの自己評価と第三者評価

「ガイドライン」に記載のある評価項目（小項目）に沿って、SからCの4段階で評価を行った。職員アンケートにより、最も回答数の多かった評価基準を全体の自己評価結果とした。

（評価基準）

S：優れた取組みが実施されている。他児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態。

A：適切に実施されている。よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態。

B：やや適切さにかける。「A」に向けた取組みの余地がある状態。

C：適切ではない、または実施されていない。「B」以上の取組みとなることを期待する状態。

（1）子どもの権利擁護と最善の利益の優先

No.	評価項目	自己評価	第三者評価
[No. 1]	子どもへの向き合い方は適切であるか	A	A
[No. 2]	子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	A	A
[No. 3]	適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	A	B
[No. 4]	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A	A

（2）児童相談所の組織

No.	評価項目	自己評価	第三者評価
○組織体制			
[No. 5]	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	A	A
[No. 6]	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	A	A
[No. 7]	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A	B
○職員の資質向上・業務改善			
[No. 8]	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	B	A
[No. 9]	児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	A	A
○情報管理に関する事項			
[No. 10]	情報の取り扱いが適切に行われているか	A	B

[No. 11]	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A	A
○児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動について			
[No. 12]	児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか	A	B

(3) 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

No.	評価項目	自己評価	第三者評価
○通告・相談対応			
[No. 13]	相談・通告の受付体制が確保されているか	A	A
[No. 14]	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A	A
○受理			
[No. 15]	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A	A
[No. 16]	受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	A	A
○子どもの安全確認・安全確保			
[No. 17]	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A	A
[No. 18]	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A	A
[No. 19]	安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか	A	A
○調査・アセスメント			
[No. 20]	アセスメントに必要な調査が行えているか	A	A
[No. 21]	アセスメントが適切に行われているか	A	B
[No. 22]	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A	B
○援助方針の策定			
[No. 23]	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A	A
[No. 24]	援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	A	A
[No. 25]	援助方針の内容は適切か	A	B

[No. 26]	市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	A	A
○在宅指導			
[No. 27]	在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	A	A
○進行管理・援助方針等の見直し			
[No. 28]	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A	A
[No. 29]	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A	A
○管轄する児童相談所の変更			
[No. 30]	児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	A	A
[No. 31]	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A	A
[No. 32]	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A	B

(4) 社会的養護で生活する子どもへの支援

No.	評価項目	自己評価	第三者評価
○援助方針の策定に関する調整			
[No. 33]	社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A	A
[No. 34]	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A	A
[No. 35]	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A	B
○社会的養護時における援助			
[No. 36]	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	A	A
[No. 37]	援助方針の見直しが適切に行われているか	A	A
[No. 38]	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか	A	A
[No. 39]	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A	A

[No. 40]	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A	A
○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長			
[No. 41]	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A	A
[No. 42]	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A	A
[No. 43]	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A	B
[No. 44]	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A	A
○児童自立生活援助等			
[No. 45]	子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A	A
[No. 46]	18歳以上の未成年に対しても、必要な支援等を行っているか	A	A

(5) 社会的養育の推進

No.	評価項目	自己評価	第三者評価
○里親相談への対応・家庭養護の推進			
[No. 47]	家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A	B
[No. 48]	里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	A	A
[No. 49]	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A	A
[No. 50]	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A	A
[No. 51]	民間あっせん機関による養子縁組に対して必要な支援を行っているか	A	A

(6) 家族とのかかわり・家族への支援

No.	評価項目	自己評価	第三者評価
[No. 52]	保護者への向き合い方は適切であるか	A	B

○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取			
[No. 53]	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A	A
[No. 54]	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A	A
○保護者に対する指導・支援			
[No. 55]	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A	A
[No. 56]	親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	A	B

(7) 市区町村や関係機関との連携

No.	評価項目	自己評価	第三者評価
○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築			
[No. 57]	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A	A
[No. 58]	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	A	S
○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導への協力・支援			
[No. 59]	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A	S
[No. 60]	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A	S
○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援			
[No. 61]	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A	A
[No. 62]	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	A	A
○都道府県児童福祉審議会との連携			
[No. 63]	児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聴いているか	A	B
[No. 64]	児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか	A	A
○家庭、地域に対する援助に関する事項			
[No. 65]	家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	A	A

(参考資料) 奈良市社会福祉審議会児童福祉専門分科会第三者評価部会の概要

奈良市社会福祉審議会児童福祉専門分科会第三者評価部会 構成員名簿

(五十音順、敬称略)

- 井上 直子 堺市子ども相談所 参事役
- 慎 泰俊 認定NPO法人 Living in Peace 創設者
- ◎ 鈴木 聡 三重県児童相談センター 市町アドバイザー (◎：部会長)
- 野島 佳枝 奈良弁護士会 弁護士

奈良市社会福祉審議会児童福祉専門分科会第三者評価部会 開催経過

	日 時	議 題
第1回	令和5年5月22日(月) 午前10時から正午	・奈良市子どもセンター概要について ・年間スケジュール及び評価方法の検討
第2回	令和5年11月13日(月) 午前10時から正午	・令和4年度奈良市子どもセンター運営状況報告 ・各アンケート結果、職員自己評価結果について ・マネジメント層ヒアリング
第3回	令和5年12月26日(火) 午前10時から午後5時	・個別事例ヒアリング ・職員ヒアリング(子ども支援課職員8名) ・施設見学
第4回	令和5年12月27日(水) 午前9時30分から午後5時	・援助方針会議傍聴 ・実地調査結果取りまとめ ・第三者評価結果協議
第5回	令和6年1月12日(金) 午前10時から午後5時	・第三者評価報告書案作成
第6回	令和6年2月26日(月) 午前10時から正午	・第三者評価報告会